



長野県報

8月2日(木)
平成19年
(2007年)
第1885号

目 次

告 示

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部改正（健康づくり支援課）	2
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定辞退（健康づくり支援課）	2
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療を担当する結核指定医療機関の指定（健康づくり支援課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	5

公 告

消防法に基づく講習（消防課）	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（NPO活動推進課）	7
一般競争入札（管財課）	7
一般競争入札（環境政策課）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（生活排水対策課）	9
一般競争入札（生活排水対策課）	11
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	12
一般競争入札（建築管理課）	13
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（農地整備課）	13
土地改良事業の施行の同意（農地整備課）	13
建築基準法に基づく道路の位置の指定（5件）（建築管理課）	14
一般競争入札（2件）（住宅課）	15
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	17
平成19年度長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）、長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の実施（人事委員会事務局）	17
平成19年度長野県警察職員採用初級試験（高校卒業程度）の実施（人事委員会事務局）	22
長野県短期大学教員採用選考（教育総務課）	25
正誤（森林政策課）	25



長野県告示第392号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行します。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

第5に次の1項を加える。

2 前項の規定において対象患者が第7第2項第3号に規定する者である場合にあっては、対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべての者（対象患者の扶養義務者が対象患者と同一の世帯に属さない場合には、当該扶養義務者を含む。以下同じ。）の所得及び第3第3号に規定する者であることを確認することができる書類を添付するものとする。

第7中「知事が特に認める」を「次項に定める」に改め、同第1号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、「、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第101号）」を削り、「又は」を「、」に、「に基づき」を「又は保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）に基づき」に、「標準負担額」を「入院時食事療養標準負担額、入院時生活療養標準負担額」に改める。

第7に次の1項を加える。

2 前項ただし書に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) フィブリノゲン製剤（B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスが不活化されたものを除く。）の投与歴が医師等により証明された者

(2) 加熱処理されていない血液凝固第VIII因子製剤又は血液凝固第IX因子製剤の投与歴が医師等により証明された者

(3) 前2号に該当する者以外の者であって、インターフェロン治療その他の抗ウイルス療法を受けているもの（対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべての者の当該年度の市町村民税（所得割）年額の合計額が235,000円以上である者を除く。）

第8第1項中「別表」を「別表第1」に改め、第8に次の1項を

加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第7第2項第3号に規定する者が負担する外来等医療費に係る一部負担金は、同一の医療機関等（医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合、当該処方せんによる調剤を行った薬局については、当該医療機関と同一の医療機関とみなす。）ごとに、1月につき別表2に定める額を限度とする。

第10に次の1項を加える。

2 前項の規定において受給者が第7第2項第3号に規定する者である場合にあっては、受給者及び受給者と同一の世帯に属するすべての者（受給者の扶養義務者が受給者と同一の世帯に属さない場合には、当該扶養義務者を含む。）の所得及び第3第3号に規定する者であることを確認することができる書類を添付するものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の別表を加える。

（別表第2）（第8関係）

患者一部負担月額限度額表

（抗ウイルス療法を受けている者の外来等医療費に限る。）

階層区分	対象患者の一部負担の月額限度額（円）
対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべての者の当該年度の市町村民税が非課税の場合	10,000
対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべての者の当該年度の市町村民税（所得割）年額の合算額が235,000円未満の場合	35,400

（備考）1 「市町村民税非課税の場合」とは、申請日の属する年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。）において市町村民税が課税されていない場合（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）をいう。

2 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

健康づくり支援課

長野県告示第393号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

辞退年月日
辞退の効力
発生年月日

名 称	所 在 地	19. 3. 31
小松耳鼻咽喉科クリニック	佐久市岩村田1311番地 9	
宮坂内科医院	上田市大手 2-1-5	19. 3. 31
ともみ内科医院	茅野市本町東 3-5	19. 3. 31
元の気クリニック	伊那市西春近2680番地 1	19. 3. 31
片桐医院	伊那市伊那部55	19. 3. 31
やまおか耳鼻咽喉科	駒ヶ根市赤穂11136番地 1	19. 3. 31
新田内科クリニック	上伊那郡辰野町大字稻富3082	19. 3. 31
飯島亀田薬局	上伊那郡飯島町飯島1161-1	19. 3. 31
源田内科医院	飯田市宮の前4423番地 8	19. 3. 31
飯田市立病院高松分院	飯田市上郷黒田341	19. 3. 31

横西産婦人科	松本市大字島立2992番地1	19. 3.31
清水整形外科クリニック	松本市清水1丁目9番28号	19. 3.31
松本中川病院	松本市大字芳川野溝字野溝1821	19. 3.31
宮崎外科医院	千曲市大字上山田温泉3丁目9番地1	19. 3.31
増田医院	佐久市岩村田2381番地12	19. 4.30
鳥山クリニック	小諸市大字八満187番地1	19. 4.30
入仁堂	木曽郡木曾町福島5106	19. 4.30
和田整形外科医院	松本市島内5024番地5	19. 4.30
井門泌尿器科医院	松本市島立1120-18	19. 4.30
長谷川クリニック	中野市大字吉田字大塚770番地-1	19. 4.30
竹村整形外科医院	下伊那郡高森町471-3	19. 5.19
ナシダ薬局	北安曇郡松川村5744-4	19. 5.25
メンタルクリニックときた	上田市常入1-1-65 栄ビル2FC	19. 5.31
蜂谷医院	木曽郡南木曽町読書4167-2	19. 6.30
よしだ内科クリニック	埴科郡坂城町大字上五明字旅屋場643-2	19. 6.30

健康づくり支援課

長野県告示第394号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成19年8月2日

名 称	所 在 地	長野県知事 村 井 仁
小松耳鼻咽喉科クリニック	佐久市岩村田1311番地9	指定年月日 19. 4. 1
アイ薬局	佐久市中込3639-4	19. 4. 1
ともみ内科医院	茅野市本町東3番5号	19. 4. 1
のどかクリニック	上伊那郡飯島町飯島2038-2	19. 4. 1
元の気クリニック	伊那市西春近2680-1	19. 4. 1
片桐医院	伊那市伊那部55	19. 4. 1
医療法人やまおか耳鼻咽喉科	駒ヶ根市赤穂11136番地1	19. 4. 1
新田内科クリニック	上伊那郡辰野町大字伊那富3081番1	19. 4. 1
飯島亀田薬局	上伊那郡飯島町飯島2038-2	19. 4. 1
飯田市立高松診療所	飯田市上郷黒田341	19. 4. 1
平林内科クリニック	松本市寿北6丁目28-8	19. 4. 1
あらかわ薬局	松本市寿北6-27-1 西友寿店内	19. 4. 1
横西産婦人科	松本市大字島立2992番地1	19. 4. 1
清水整形外科クリニック	松本市清水1丁目9番28号	19. 4. 1
医療法人道悠会松本中川病院	松本市大字芳川野溝1821	19. 4. 1
こまちや東内科クリニック	駒ヶ根市赤須町10番3号	19. 4. 2
源田内科医院	飯田市宮の前4423-8	19. 4. 2
どんぐり歯科医院	茅野市玉川3779-1	19. 4.12
スザカ岡田薬局	須坂市大字日滝字古池2191-13-2	19. 4.13
栗が丘クリニック	上高井郡小布施町大字福原字久保134-6	19. 4.20
鳥山クリニック	小諸市大字八満187番地1	19. 5. 1
かなえファミリー薬局	飯田市鼎名古熊2081-1	19. 5. 1
医療法人井門泌尿器科医院	松本市島立1120-18	19. 5. 1
ひろ内科医院	松本市浅間温泉1丁目16番26号	19. 5. 1
和田杉本整形外科医院	松本市島内5024番地5	19. 5. 1
長谷川クリニック	中野市大字吉田770番地1	19. 5. 1
くまき整形外科・リュウマチ科クリニック	中野市一本木282番地1	19. 5.10
ナシダ薬局	北安曇郡松川村5788-3	19. 5.26
岡村眼科医院	北安曇郡松川村5794-456	19. 6.11

健康づくり支援課

長野県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 254号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市内山字扇田7083番地先から 佐久市中込二丁目1番の1地先まで	旧	6.5~26.6	3.8073
		15.5~47.5	3.8808
同上	新	15.5~47.5	3.8808

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 川上佐久線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡川上村大字大深山字赤城 629番の1地先から 佐久市中込三丁目15番の1地先まで	旧	m	km
		3.0~30.2	41.3516
南佐久郡川上村大字大深山字赤城 629番の1地先から 佐久市中込二丁目1番の1地先まで	新	3.0~30.2	41.8198

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 三分中込線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市三分字下前田371番の1地先 から 佐久市平賀字塚田2911番の1地先ま で	旧	m	km
		4.4~18.2	4.6172
佐久市三分字下前田371番の1地先 から 佐久市中込三丁目15番の1地先まで	新	4.4~20.0	5.2527

道路管理課

長野県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那生田飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市伊那部2056番地先から 伊那市伊那部2365番の5地先まで	旧	m	km
		7.5~26.5	0.2368
同上	新	16.0~26.5	0.2368

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那辰野停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市伊那部5162番の1地先から 伊那市伊那部5065番の1地先まで	旧	m	km
		7.8~9.4	0.2195
同上	新	9.4~16.5	0.2195

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那辰野停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市伊那部7900番の1地先から 伊那市福島198番の1地先まで	旧	m	km
		8.2~14.5	0.0106
同上	新	10.4~14.5	0.0106

4 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那辰野停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市福島1598番地先から 伊那市福島1598番地先まで	旧	m	km
		7.4~12.2	0.0438
同上	新	10.5~14.5	0.0438

道路管理課

長野県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 松川インター大鹿線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大字大河原36番の6地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4271番の1地先まで	旧	m 7.0~44.0	km 0.4429
同上	新	9.5~80.5	0.3800

道路管理課

長野県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 伊那生田飯田線
 (2) 供用を開始する区間
 　伊那市伊那部2056番地先から
 　伊那市伊那部2365番の5地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成19年8月2日
- 2 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 　伊那市伊那部5162番の1地先から
 　伊那市伊那部5065番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成19年8月2日

- 3 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 　伊那市伊那部7900番の1地先から
 　伊那市福島198番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成19年8月2日
- 4 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 　伊那市福島1598番地先から
 　伊那市福島1598番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成19年8月2日

道路管理課

長野県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

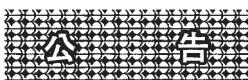
その関係図面は、告示の日から平成19年8月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 松川インター大鹿線
 2 供用を開始する区間
 　下伊那郡大鹿村大字大河原36番の6地先から
 　下伊那郡大鹿村大字大河原4271番の1地先まで
 3 供用を開始する期日 平成19年8月2日

道路管理課

**公告**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 講習の日時及び場所
 次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時15分から午後5時00分までとします。